

重 要 事 項 説 明 書

(居宅介護支援)

1 事業所の概要

事業所名	けいすいケアセンター湘南
所在地	鎌倉市小袋谷1-4-20-203
事業者指定番号	1472101391
管理者及び連絡先	平山 真樹 電話:0467-42-8411
サービス提供地域	鎌倉市・逗子市・藤沢市・横浜市栄区・横浜市戸塚区

2 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	従事するサービス内容等
管理者	1名(常勤兼務)	管理者は、業務の管理を一元的に行います
主任介護支援専門員	1名以上 (常勤専従又は常勤兼務)	介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じるとともに、居宅サービス計画の作成を行います。また、課題の分析を行い、必要に応じて利用者への説明を行います。
介護支援専門員	4名以上 (常勤専従又は常勤兼務)	

3 業務日及び業務時間

業 務 日	業務時間
月曜日から土曜日まで ただし、日曜、祝祭日及び12月30日から1月3日までを除きます。	月曜日から土曜日 午前8時30分から午後5時30分まで

4 サービス内容

(1) 居宅サービス計画の作成

利用者様宅への訪問→居宅サービス計画原案の作成→サービス担当者会議の開催→

利用者様への居宅サービス計画書原案の説明、同意→居宅サービス計画の交付

(2) サービス事業者との連絡調整

(3) 居宅サービス計画の実施状況の把握

(4) 市町村への連絡・調整等

(5) 介護保険施設の紹介その他便宜の供与

(6) 特定事業所としての24時間連絡体制(連絡先番号:090-7268-8806)

5 サービス利用料及び利用者負担

(1) 下記の表にある居宅介護支援費や各加算については介護保険制度に基づき全額介護保険料で

賄われているため、法定代理受領サービスの場合は、利用者の負担はありません。

費用名	単位数	費用名	単位数
居宅介護支援費 I i1(要介護1.2)	1,086単位	退院退所加算(Ⅰ)イ	450単位
居宅介護支援費 I i2(要介護3.4.5)	1,411単位	退院退所加算(Ⅰ)ロ	600単位
初回加算	300単位/月	退院退所加算(Ⅱ)イ	600単位
特定事業所加算(Ⅱ)	421単位/月	退院退所加算(Ⅱ)ロ	750単位
特定事業所医療介護連携加算	125単位/月	退院退所加算(Ⅲ)	900単位
入院時情報連携加算(Ⅰ)	250単位/月	通院時情報連携加算	50単位
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200単位/月	緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位
ターミナルケアマネジメント加算	400単位/月		

(2) 介護支援専門員が通常のサービス地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、徴収致しません。

6 秘密保持

事業所及び介護支援専門員は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持します。ただし、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者の開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で求めるものとします。

7 緊急時における対応方法

介護支援専門員等は居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

8 公正中立

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、特定の居宅サービス事業所に不当に偏ることが無いよう公正中立に行います。利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。また、ケアプランに位置付けられた居宅サービス事業所について、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。
事業者はサービス提供開始時に前6か月間に討議事業所が作成したケアプランの総数のうち訪問介護等が位置付けられた割合、訪問介護等が同一の事業者によって提供された割合を説明します。(※別紙1)

9 相談窓口・苦情対応

○ 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当社お客様相談コーナー	電話番号	0467-42-8411
	fax番号	0467-42-8412
	相談員(責任者)	平山 真樹

○ その他、お住まいの区役所及び神奈川県国民健康保険団体連合会においても苦情申出等ができます。

鎌倉市役所 健康福祉部 介護保険課	所在地	鎌倉市御成町18番地10号
	電話番号	0467-61-3950
	利用時間	8:30～17:00
逗子市役所 高齢介護課	所在地	逗子市逗子5-2-16
	電話番号	046-873-1111
	利用時間	8:30～17:00
横浜市戸塚区役所 高齢・障害支援課	所在地	横浜市戸塚区戸塚町157-3
	電話番号	045-866-8452
	利用時間	8:45～17:15
横浜市栄区役所 高齢・障害支援課	所在地	横浜市栄区桂町303-19
	電話番号	045-894-8547
	利用時間	8:45～17:15
藤沢市役所 福祉健康部 介護保険課	所在地	藤沢市朝日町1番地の1
	電話番号	0466-50-8270
	利用時間	8:30～17:00
神奈川県国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地	横浜市西区楠町27-1
	電話番号	045-329-3447
	利用時間	8:30～17:15

10 事故発生時の対応

1. 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
2. 当事業所は、前項の事故に際してとった処置について記録します。
3. 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行ないます。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

11 研修について

介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けます。

1. 採用時研修 採用後3ヵ月以内
2. 継続研修 年1回以上

12 衛生管理等

1. 介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、定期検診など必要な管理を行います。
2. 事業所の設備及び備品等について衛生的管理に努めます。
3. 事業所において感染症が発生、又は蔓延しないよう必要な措置を講じます。

13 虐待の防止のための措置について

事業所は、利用者等の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

14 身体的拘束等の適正化の推進

1. 事業所は利用者に対する身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
ただし、利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむをえない場合はこの限りではありません。
2. 事業所は身体的拘束等を行う場合は、その様態、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等必要な事項について支援経過に記録するとともに、利用者、家族に説明します。
3. 身体拘束等の適正化推進のため必要な体制の整備を行なうとともに従業員に対し研修を実施する等の措置を講じます。

15 ハラスメントの防止・対応

1. 事業所は適切な居宅介護支援サービスの提供を確保する観点から、各種ハラスメントを防止するため、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。
2. 職員が利用者、その家族等からハラスメントを受ける等適切なサービスを提供できないと認められる場合はサービスを中断・休止させていただくことがあります。
3. また、適切なサービス提供ができる見込みがないと判断されるときは、契約を解除させていただきます。

※ 別紙2

16 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため非常時の体制で早期の業務再開を計るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

17 入院時の対応について

利用者が医療機関に入院した際、医療機関との連携を図るため、利用者又は利用者の家族等から担当のケアマネジャーの氏名、事業所名、連絡先等を入院先医療機関に提出していただくことをお願い致します。

18 運営法人の概要

名称・法人種別	医療法人社団 景翠会
代表者名	笠貫 宏
法人本部所在地・連絡先	横浜市金沢区泥亀2-8-3 045-785-8668
実施事業の概要	一般病院・介護老人保健施設・企業健診・訪問看護ステーション・訪問介護事業 居宅介護支援事業・小規模多機能・通所介護事業・特定施設入居者生活介護

西暦 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項の説明を受け同意の上、交付を受けました。

利用者	<u>住所</u>
	<u>氏名</u>
	<u>電話</u>
立会人	<u>住所</u>
	<u>氏名</u>
	<u>電話</u>
上記代理人 (代理人を選出した場合)	<u>住所</u>
	<u>氏名</u>
	<u>電話</u>

(注) 「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

事業所	<u>所在地 鎌倉市小袋谷1-4-20-203</u>
	<u>名 称 けいすいケアセンター湘南</u>
	<u>説明者</u>